

飲食料品及び油脂についての検査方法の一部を改正する件新旧対照表条文

○飲食料品及び油脂についての検査方法（昭和51年11月19日農林省告示第1074号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成21年4月9日農林水産省告示第492号）	旧																														
<p>別表1（第1条関係） 1～20 [略] 21 即席めん 22・23 [略]</p> <p>別表2（第2条関係） 次表の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の一容器又は一包装の容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="103 576 1099 775"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>にんじんジュース及びにんじんミックスジュース</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>即席めん</td> <td>190g未満のもの</td> <td>190g</td> </tr> <tr> <td>食料缶詰及び食料瓶詰</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	[略]	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	[略]	[略]	即席めん	190g未満のもの	190g	食料缶詰及び食料瓶詰	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>別表1（第1条関係） 1～20 [略] 21 <u>生タイプ</u>即席めん 22・23 [略]</p> <p>別表2（第2条関係） 次表の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の一容器又は一包装の容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 576 2128 775"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>にんじんジュース及びにんじんミックスジュース</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>生タイプ</u>即席めん</td> <td><u>600gを超え又は190g未満のもの</u></td> <td>190g</td> </tr> <tr> <td>食料缶詰及び食料瓶詰</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	[略]	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	[略]	[略]	<u>生タイプ</u> 即席めん	<u>600gを超え又は190g未満のもの</u>	190g	食料缶詰及び食料瓶詰	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]																													
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	[略]	[略]																													
即席めん	190g未満のもの	190g																													
食料缶詰及び食料瓶詰	[略]	[略]																													
[略]	[略]	[略]																													
[略]	[略]	[略]																													
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	[略]	[略]																													
<u>生タイプ</u> 即席めん	<u>600gを超え又は190g未満のもの</u>	190g																													
食料缶詰及び食料瓶詰	[略]	[略]																													
[略]	[略]	[略]																													